

報告書骨子案に対する団体等からの御意見

※取りまとめの都合上、内容により集約・分割させていただいております。

番号	意見箇所	御意見の概要
1	全般	○より多くの地域の関係者の声を反映した報告書とすべき、もっと時間をかけて審議をつくすべきではないか。 ○地方の将来は衰退ありきではなく、安全安心で豊かな住みよい地域をめざすという視点も取り入れた形で検討すべきではないか。 ○20年後の地方消費者行政を提言するにあたっては全体像が明確で具体性を持った内容とするために、より審議を深めるべきではないか。
2	第3	○PIO-NETは消費者行政の要であり、その重要性和機能強化の必要性を明記すべきではないか。 ○そのため、消費生活相談員の養成とレベルアップを明記すべきではないか。 ○国民生活センターの機能の充実・強化を明記すべきではないか。
3	第3.2	○安全安心な消費生活を送ることができる社会の実現のためには、市町村の消費者行政が極めて重要であり、市町村における消費者行政の重要性をさらに明記すべきではないか。
4	第4.1	○消費生活相談業務を消費者行政全般の端緒情報と位置づけ、市町村等から切り離すべきではない。
5	第4.1, 2	○新たな支え合い見守りあう地域社会への転換においては行政の公助としての役割を明確化すべきではないか。 ○連携における国・都道府県・市町村における行政の役割を明確にすべきではないか。
6	第4.2	○地域連携を担う人材育成、活動支援について重く位置付け詳細に記載すべきではないか。
7	第4.3	○安全安心な市場を醸成するための仕組みづくりとして認証制度の活用に関する記述があるが、現状でも多くの仕組みがあり市場に混乱をもたらすのではないか。
8	第4.3	○ICT・AI技術の進展によって、課題解決の期待を寄せる部分を明確にし、過度な期待を寄せる記述については慎重にすべきではないか。
9	第4.5	○広域連携を進めるにあたっては、各市町村が主体的に相談業務にあたる機能を弱めることのないようにすべきではないか。
10	第4.5	○消費生活相談の窓口業務に業務委託や指定管理者制度を導入すべきでない。
11	第4.5	○消費生活相談員の処遇を抜本的に改善する方策を具体的に提案すべきではないか。
12	第4.6	○消費者行政に係る財源の確保について重点的に審議すべきではないか。 ○国はPIO-NET機能を維持してきた地方自治体の機能を評価し、相談対応費用と入力費用を負担すべきではないか。
13	第4.6	○行政と民間事業者が共同で消費者団体を設立し、消費者行政を実施することが考えられるとは、どのような団体でどのようなことを実施することを想定しているのか。
14	第4全体	○消費者行政コーディネートセンター（仮称）の位置づけ、役割を明確にすべきではないか。
15	第3.1, 2 第4.3, 6	○地方制度調査会答申の言う通りとするには違和感がある。地方消費者行政専門調査会としての2040年の方向性について慎重に審議すべきではないか。